

## 横浜市乗合バス事業者等燃料費高騰対応支援金交付要綱

制定 令和4年9月30日道企第632号

### (目的)

第1条 この要綱は、原油価格高騰などにより厳しい状況が続く乗合バス事業者等に対して、市民の移動手段を維持・確保する観点から、予算の範囲内において横浜市乗合バス事業者等燃料費高騰対応支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者  
道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条の許可を受け、法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) 乗合バス路線  
法第4条の許可を受け、法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業で、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。）第3条の3第1号に定める路線定期運行を行う路線をいう。
- (3) 空港連絡バス路線  
省令第3条の3第1号に定める路線定期運行を行うバス路線のうち、省令第10条第1項第1号口の運賃を適用する路線で、主として駅ターミナルと空港間の輸送を目的に運行する乗合バス路線をいう。
- (4) 定期観光バス路線  
省令第3条の3第1号に定める路線定期運行を行うバス路線のうち、省令第10条第1項第1号イの運賃を適用する路線をいう。
- (5) 高速バス路線  
省令第3条の3第1項第1号に定める路線定期運行を行うバス路線のうち、省令第10条第1号口の運賃を適用する路線をいう。

### (交付対象事業者)

第3条 支援金の交付対象は、別表1の1の項に定める乗合バス事業者又は別表2の1の項に定める横浜市地域交通サポート事業に係わる運行事業者とする。

### (暴力団排除)

第4条 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号（以下「暴力団条例」という。））第8条の規定に基づき、前条に規定する事業者が次の各号に該当する場合は、支援金の交付対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（暴力団条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者があるもの

- 2 市長は、必要に応じ支援金の交付を受けようとする者又は支援金の交付を受けた事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。
- 3 市長は、交付の決定を受けた者が、第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の額)

第5条 支援金の交付額は、乗合バス事業者にあつては、別表1の2の項、横浜市地域交通サポート事業に係わる運行事業者にあつては、別表2の2の項のとおりとする。

(支援金の交付の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、横浜市乗合バス事業者等燃料費高騰対応支援金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)(以下、「申請書兼実績報告書」という。)に、乗合バス事業者にあつては、別表1の3の項に定める添付書類を添えて、横浜市地域交通サポート事業に係わる運行事業者にあつては、別表2の3の項に定める添付書類を添えて、令和4年11月30日までに、市長に提出するものとする。

- 2 規則第5条第3項及び第14条第4項の規定により市長が申請書兼実績報告書への記載又は添付を省略させることができる書類は、規則第5条第1項第2号から第4号まで、同条第2項第1号から第4号まで及び第14条第1項第2号から第5号までの規定に掲げる書類とする。

(支援金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条第1項の規定により提出された申請書を審査の上、これを適当と認めるときは、支援金の交付の決定及び額の確定を行い、横浜市乗合バス事業者等燃料費高騰対応支援金交付決定及び額の確定通知書(第4号様式)をもって、当該申請者にその旨を通知するものとする。

- 2 市長は、申請者が交付対象事業者に該当しないと疑われる場合又は虚偽若しくは不正な手段による申請が疑われる場合は、関係書類の提出の指示、事情聴取又は調査を行うことができる。既に支援金を交付決定した場合も、同様とする。
- 3 市長は、第1項の規定により審査した結果、支援金を交付しないことを決定した場合は、横浜市乗合バス事業者等燃料費高騰対応支援金不交付決定通知書(第5号様式)をもって、当該申請者にその旨を通知するものとする。

(支援金の交付の請求)

第8条 支援金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、横浜市乗合バス事業者等燃料費高騰対応支援金交付請求書(第6号様式)により、支援金の交付の請求を行うものとする。

(支援金の交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部の取消し(以下「交付決定の取消し等」という。)を行うことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 申請書兼実績報告書に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 支援金交付決定の条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消し等を行ったときは、横浜市乗合バス事業者等燃料費高騰対応支援金交付決定取消等通知書（第7号様式）をもって、交付決定者にその旨を通知するものとする。

（支援金の返還）

第10条 交付決定者は、前条第1項の規定による交付決定の取消し等に係る部分について、既に支援金の交付を受けているときは、支援金を市長に返還しなければならない。

（状況の報告）

第11条 市長は、支援金に係る事業の実施状況の報告について、求めることができる。

（支援金の経理等）

第12条 支援金の交付を受けた者は、支援金に係る経理について、帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 前項の帳簿及び同項の規定による支援金に係る経理の証拠書類は、支援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、5年間保存しておくものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月3日から施行する。

別表 1 (第 3 条、第 5 条、第 6 条) 乗合バス事業者

<p>1 交付対象事業者</p>	<p>(1) 横浜市内に停留所がある乗合バス路線の運行を行う乗合バス事業者  (2) 10月1日(基準日)時点において廃止又は休廃止しておらず、引き続き事業継続の意向を有する事業者</p>
<p>2 交付額</p>	<p>(1) 支援金の交付額は、基準日時点で交付対象事業者が保有する軽油、ガソリンなどの化石燃料を使用する事業用自動車(法第5条第1項又は第15条第3項の規定により国土交通大臣に許可申請又は届け出ているものをいう。)で、横浜市内に停留所がある乗合バス路線に供している車両数に、70,000円を乗じた額とする。  ただし、令和4年4月1日から令和4年10月1日の期間で「新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について」(令和2年3月31日付け国土交通省自動車局安全政策課長、旅客課長、整備課長事務連絡)により休車を行った車両、令和4年4月2日から10月1日までに老朽等による更新以外で増車を行った車両は除く。  また、専ら次のバス路線の運行の用に供する車両は、支援金の交付対象外とする。  ア 空港連絡バス路線  イ 定期観光バス路線  ウ 高速バス路線</p> <p>(2) 法21条の許可により運行していた路線について、令和4年4月2日から10月1日までに当該路線を法4条の許可により継続して運行する場合、その路線で使用する車両は、前号における増車としてみなさない。</p> <p>(3) 市域をまたいで運行する路線は、当該路線の運行距離について、横浜市内を運行する割合を計算し、按分により、車両数を算出するものとする。</p>
<p>3 添付書類 (交付申請)</p>	<p>(1) 交付対象車両数の算定根拠を明らかにした書類  (2) 基準日時点における営業所毎の保有車両数が確認できる書類  (3) 誓約書兼同意書(第2号様式)  (4) 役員等氏名一覧表(第3号様式)</p>

別表 2（第 3 条、第 5 条、第 6 条）

横浜市地域交通サポート事業に係わる運行事業者

<p>1 交付対象事業者</p>	<p>横浜市地域交通サポート事業に係る技術支援の実施に関する要綱第 2 条において定めるボランティアバスや地域貢献送迎バスの運行を行う運行事業者及び実証運行を行う運行事業者</p> <p>ただし、別表 1 の 1 の項に定める乗合バス事業者は除く。</p>
<p>2 交付額</p>	<p>(1) ボランティアバス・地域貢献送迎バス</p> <p>ア 燃料高騰価格単価に横浜市地域交通サポート事業に係わる路線運行に必要な燃料使用量を乗じた額とする。ただし、交付額は千円単位とし、百円単位は切り捨てとする。</p> <p>イ 燃料高騰価格単価は、使用する化石燃料の種類によるものとし、軽油の場合は 9.2 円/ℓ、ガソリンの場合は 9.1 円/ℓとする。</p> <p>ウ 燃料使用量は、令和 3 年度の実績値とする。</p> <p>(2) 実証運行</p> <p>70,000 円を令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日のうち、実証運行を実施する期間について按分した値の倍額とする。ただし、交付額は千円単位とし、百円単位は切り捨てとする。</p>
<p>3 添付書類 (交付申請)</p>	<p>(1) ボランティアバス・地域貢献送迎バス</p> <p>ア 燃料使用量が確認できる書類</p> <p>イ 誓約書兼同意書（第 2 号様式）</p> <p>ウ 役員等氏名一覧表（第 3 号様式）</p> <p>(2) 実証運行</p> <p>ア 実証運行期間が確認できる書類</p> <p>イ 誓約書兼同意書（第 2 号様式）</p> <p>ウ 役員等氏名一覧表（第 3 号様式）</p>